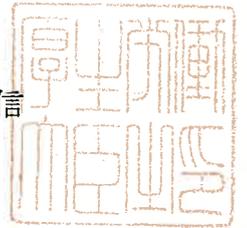


建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

厚生労働省発職 0525 第 4 号
令和 2 年 5 月 25 日

労働政策審議会
会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案
要綱」について、貴会の意見を求める。

建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 建設業務有料職業紹介事業者及び建設業務労働者就業機会確保事業を行う構成事業主の許可証の返納等の履行期限について、次のとおり定めるものとする。

一 建設業務有料職業紹介事業者について、令和二年三月一日から同年六月三十日までにおける建設紹介許可証の返納期限を令和二年八月末日までとすること。

二 建設業務有料職業紹介事業者について、令和二年三月一日から同年六月三十日までにおける建設労働者の雇用の改善等に関する法律（以下「法」という。）第二十四条第一項の規定による届出の期限を令和二年八月末日までとすること。

三 建設業務有料職業紹介事業者について、令和二年三月一日から同年六月三十日までにおける法第二十六条の規定による建設業務有料職業紹介事業の廃止の届出の期限を令和二年八月末日までとすること。

四 建設業務労働者就業機会確保事業を行う構成事業主について、令和二年三月一日から同年六月三十日までにおける確保許可証の返納期限を令和二年八月末日までとすること。

五 建設業務労働者就業機会確保事業を行う構成事業主について、令和二年三月一日から同年六月三十日

までにおける法第三十七条第一項の規定による届出の期限を令和二年八月末日までとすること。

六 建設業務労働者就業機会確保事業を行う構成事業主について、令和二年三月一日から同年六月三十日までにおける法第三十九条の規定による建設業務労働者就業機会確保事業の廃止の届出の期限を令和二年八月末日までとすること。

第二 この省令は、公布の日から施行し、令和二年三月一日から適用すること。